外郭団体に関する特別委員会資料

令　和　7　年　度

一般財団法人 神戸在宅医療･介護推進財団

事　業　概　要

健　康　局

目　　次

Ⅰ　財団設立の趣旨 …… 1

Ⅱ　財団の概要 …… 2
1　名　　称 …… 2
2　所 在 地 …… 2
3　設立年月日 …… 2
4　基本財産 …… 2
5　機　　構 …… 3
6　職 員 数 …… 4
7　役 員 等 …… 5

Ⅲ　定　　款 …… 7

Ⅳ　令和６年度事業報告 …… 14
1　事業の概要 …… 14
2　正味財産増減計算書 …… 20
3　貸借対照表 …… 21
4　財産目録 …… 23
5　事業別収入明細書 …… 24
6　事業別支出明細書 …… 25
7　財務状況（令和４年度～令和６年度） …… 26

Ⅴ　令和７年度事業計画 …… 27
1　事業計画 …… 27
2　経営改善の取組み状況 …… 31
3　予定正味財産増減計算書 …… 33
4　予定貸借対照表 …… 34
5　事業別予定収入明細書 …… 35
6　事業別予定支出明細書 …… 36

Ⅵ　令和６年度主要事業計画・実績比較表 …… 37

Ⅶ　主要事業の推移（令和４年度～令和６年度） …… 38

参考資料
1　施設概要 …… 39
2　事業所概要 …… 39

Ⅰ　財団設立の趣旨

わが国における高齢化社会の進行は、世界にも例をみない速度であり、これに伴い、ねたきりや認知症高齢者等(*)への対応は、急務を告げています。

従来、介護サービスを必要とする高齢者や障害者の対応策としては、施設収容が中心に考えられてきましたが、これらの人々にとって社会生活から隔てられることなく、これまでと同様住みなれた地域社会で、近隣の人々とのふれ合いや助け合いの中で介護を受けながら生活していくことの意義や大切さが認識されつつあります。

しかし、一方で、かつて高齢者や障害者を支えてきた家庭や地域社会の相互扶助の機能が核家族化や価値観の多様化などにより低下してきています。

このため、医療と福祉の連携による在宅ケアに関する研究及び実践が緊急の課題となってきています。

以上の点から、地域医療を担う神戸市医師会、先駆的な福祉事業の開発や実践を行っているこうべ市民福祉振興協会並びに神戸市の三者が協力し、「財団法人神戸在宅ケア研究所」を設立することにいたしました。

当研究所は、それぞれの知恵と創意を結集し、在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とするケアのあり方やシステムについて調査研究を行うとともに、在宅ケア事業や施設運営などを実践することにより、神戸市民の福祉の向上に寄与しようとするものであります。

（＊当初の痴呆性老人等という表現は、認知症高齢者等に変更しています。）

（昭和62年６月　財団法人設立趣意書）

「一般財団法人神戸在宅医療･介護推進財団」に名称変更

本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として、今後の事業展開が分かりやすく明確になるように、平成28年４月より一般財団法人神戸在宅ケア研究所から名称変更いたしました。

Ⅱ　財 団 の 概 要

１　名　　称　　一般財団法人 神戸在宅医療･介護推進財団

２　所 在 地　　神戸市北区しあわせの村１番 18 号

３　設立許可　　昭和62年７月７日
　　設立登記　　昭和62年７月13日
　　一般財団法人移行登記　　平成25年４月１日
　　名称変更による変更登記　　平成28年４月１日

４　基本財産　　１００，０００千円

出 捐 者	出 捐 額
一般社団法人 神戸市医師会	45,000 千円
神　戸　市	35,000 千円
公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会	20,000 千円

５　機　構

（令和7年7月1日）

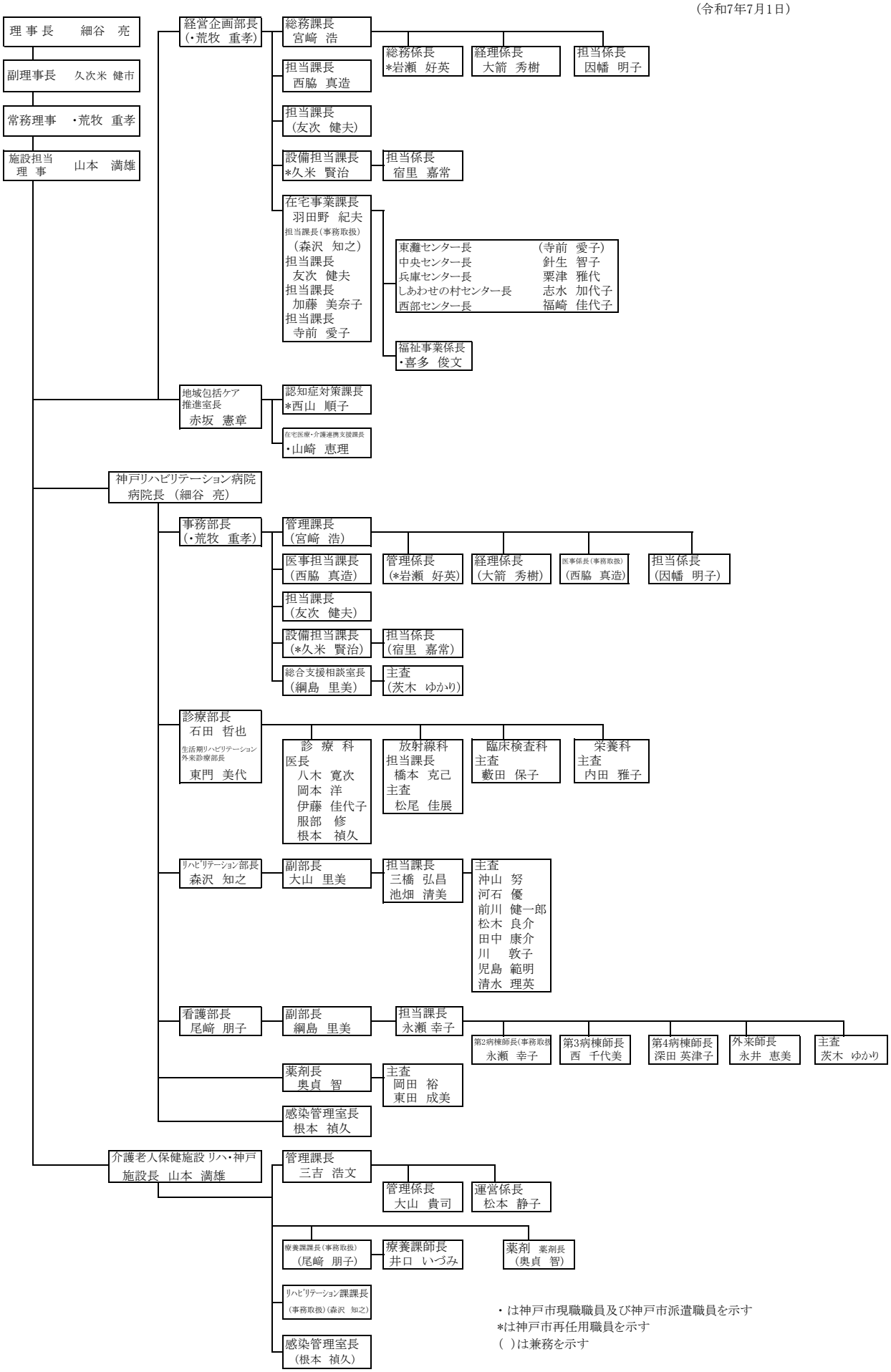

・は神戸市現職職員及び神戸市派遣職員を示す
*は神戸市再任用職員を示す
（ ）は兼務を示す

６　職　員　数　（役員を除く）

（令和７年７月１日現在）

区　　分		部長級	課長級	係長級	係　員	合　計
経　営　企　画　部		－	7 (1)	9 (2)	90	106 (3)
	総　務　課	－	3 (1)	4 (1)	6	13 (2)
	在　宅　事　業　課	－	4	5 (1)	84	93 (1)
地域包括ケア推進室		1	2 (2)	－	27 (1)	30 (3)
	認　知　症　対　策　課	－	1 (1)	－	12	13 (1)
	在宅医療・介護連携支援課	－	1 (1)	－	15 (1)	16 (2)
神戸リハビリテーション病院		4	12	17	224	257
	事　務　部	－	－	－	6	6
	診　療　部	2	6	3	4	15
	リハビリテーション部	1	3	8	120	132
	看　護　部	1	2	4	92	99
	薬　剤　部	－	1	2	2	5
介護老人保健施設リハ・神戸		－	1	3	50	54
	管　理　課	－	1	2	5	8
	療　養　課　等	－	－	1	45	46
合　計		5	22 (3)	29 (2)	391 (1)	447 (6)

（注1）（ ）は、神戸市派遣職員数で内書（再任用を含む）
（注2）兼務は表に含まない。

7　役　員　等

（令和７年７月１日現在）

役　　職	氏　　名	現　職　名
評　議　員	入　江　　正一郎	北区医師会会長
評　議　員	岡　田　　司　郎	灘区医師会会長
評　議　員	岡　林　　孝　直	長田区医師会会長
評　議　員	小　川　　達　司	中央区医師会会長
評　議　員	小　野　　一　広	須磨区医師会会長
評　議　員	棱　野　　敦　雄	神戸市社会福祉協議会専務理事
評　議　員	久　保　　清　景	垂水区医師会会長
評　議　員	熊　谷　　保　徳	神戸市健康局長
評　議　員	是　則　　清　一	東灘区医師会会長
評　議　員	橋　本　　信　夫	地方独立行政法人神戸市民病院機構理事長
評　議　員	堀　本　　仁　士	神戸市医師会会長
評　議　員	増　井　　裕　嗣	西区医師会会長
評　議　員	水　谷　　肇	兵庫区医師会会長
評　議　員	宮　本　　学	神戸市歯科医師会会長
評　議　員	安　田　　理恵子	神戸市薬剤師会会長

（令和７年７月１日現在）

役　　職	氏　　名	現　職　名
理　事　長	細　谷　　亮	神戸リハビリテーション病院 病院長
副 理 事 長	久次米　　健　市	神戸市医師会副会長
常 務 理 事	荒　牧　　重　孝	神戸在宅医療･介護推進財団 経営企画部長
施設担当理事	山　本　　満　雄	介護老人保健施設リハ・神戸施設長
理　　事	仲　田　　篤　司	こうべ市民福祉振興協会常務理事
監　　事	松　山　　康　二	公認会計士松山康二事務所所長
監　　事	髙　原　　哲　夫	髙原クリニック理事長

Ⅲ　一般財団法人 神戸在宅医療･介護推進財団　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人神戸在宅医療･介護推進財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービス（以下「在宅医療･介護」という。）についての推進を図り、もって、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 在宅医療･介護に関する調査研究及び情報提供

(2) 地域での診療の支援及び地域における医療･介護の向上のための人材育成

(3) 在宅医療･介護に関する助言、相談及びプランの作成等その支援

(4) 在宅医療･介護連携の支援に関する事業

(5) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

(6) 介護老人保健施設の管理運営

(7) 訪問看護･リハビリテーション事業

(8) リハビリテーションの実践を通じた在宅医療･介護の推進

(9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業は、兵庫県において行う。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第２０条において規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くもの

とする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第９条　この法人に評議員１２名以上２０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１０条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を施行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第１号又は第２号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第１１条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１２条　評議員に対して、各年度の総額が１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１３条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１４条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１５条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１６条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般法人法」という。）第１８２条に基づく招集の通知は、理事長が行う。ただし、法令により招集の手続を省略することができる場合及び評議員が招集する場合を除く。

３　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１７条　評議員会は、評議員の中から議長１名、副議長２名以内を選任する。

２　議長は、定款及び評議員会が別に定めるところにより評議員会を主催する。

３　副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指名されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

４　議長、副議長の任期は、評議員会が別に定めた場合を除き、評議員の任期の満了する時までとする。ただし、任期前であっても、評議員会は決議により議長、副議長を解任することができる。

（決議）

第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　一般法人法第１９４条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１９条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された２人が、記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２０条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　５名以上１０名以内

(2) 監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事会において必要と認める場合、副理事長１名、常務理事１名及び施設担当理事２名以内を選任することができる。

４　第２項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、常務理事及び施設担当理事をもって一般法人法第１９７条において準用する一般法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２５条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２６条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第７章　理事会

（構成）

第２７条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２８条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事の選定及び解職

（招集）

第２９条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第３０条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

（決議）

第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第８章　定款の変更および解散

（定款の変更）

第３３条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定はこの定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。

３　第１８条第２項の規定にかかわらず、第３条の変更にかかる評議員会の決議については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上に当たる多数をもって行う。

（解散）

第３４条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第３６条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第３７条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第１２１条第１項において読み替えて準用する整備法第１０６条第１項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上　謙次郎　　今井　鎮雄　　大林　良和　　數岡　一吉
菊池　晴彦　　久次米　健市　　住谷　幸雄　　武田　好弘
多田　安温　　中西　光政　　中村　三郎　　林　省治
本庄　昭　　村上　眞　　森脇　潤　　雪村　新之助

４　この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

笠井　隆一　　上運天　英一　　浪方　典宏　　槇村　博之
南本　伸一　　山本　豊城

５　この法人の最初の理事長は笠井　隆一、同じく副理事長は槇村　博之、同じく常務理事は上運天　英一、同じく施設担当理事は浪方　典宏、山本　豊城とする。

６　この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

長坂　肇　　松山　康二

附　則（平成２８年４月１日一部改正）

この定款の一部改正は、平成２８年４月１日から施行する。

別表　基本財産（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券等	１００，０００，０００円

Ⅳ　令和６年度 事 業 報 告

１　事業の概要

【収益事業】

(1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者の家庭・社会復帰を目的とし、リハビリテーションを主として医療・看護サービス等を提供する神戸リハビリテーション病院を運営した。

令和６年度は、回復期リハビリテーション病棟として、多様化する患者ニーズに対応するため、引き続き心疾患、呼吸器疾患等の内部障害患者の受入れに取り組むとともに、各医療機関との連携を推進し、円滑な入退院及び在宅復帰の支援に努めた。さらに、新たに外来で心疾患や呼吸器疾患に対するリハビリテーションに取り組み、生活期におけるリハビリテーション医療の充実に努めた。

また、病院建物が長期にわたり安全･快適な入院環境で使用できるよう計画に沿った保全工事を引き続き実施した。

［過去５年実績　新規入院患者数等］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
新規入院患者数	799人	831人	859人	897人	955人	病床数 180床
延入院患者数	54,897人	56,879人	55,243人	56,438人	59,718人	
1日平均入院患者数	150.4人	155.8人	151.4人	154.2人	163.6人	
初診患者数	682人	774人	680人	697人	627人	
延外来患者数	2,668人	2,632人	2,664人	2,449人	3,597人	
1日平均外来患者数	11.0人	11.5人	13.8人	12.5人	15.4人	

(注)延患者数は前年度から引き続き入院している者を含む。外来の1日当たりの患者数は、234日で算出

■内部障害リハビリテーションの推進

・今後、心疾患及び呼吸器疾患等の内部障害患者の増加が見込まれているが、民間の回復期病院では専門医の配置が少ないことから患者の受け入れが進んでいないため、心疾患及び呼吸器疾患等の内部障害患者のリハビリテーションを実施し、再入院の防止に努めた。

・外来においても、内部障害患者に対するリハビリテーションを新たに開始し、対前年度比＋1,148人と患者数が大きく増加した。

［過去５年実績　内部障害患者の新規入院患者数］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
心疾患	－	－	11人	26人	48人
呼吸器疾患	4人	39人	29人	21人	43人

(2) 介護老人保健施設の管理運営

病状が安定期にあり、入院治療を必要としない方を対象に、看護･介護･リハビリテーションを中心に医療･日常生活上の支援を行い、高齢者の自立支援と家庭復帰を目指す施設として、介護老人保健施設リハ・神戸を運営した。

［過去５年実績　延入所者数等］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備　考
延入所者数	28,499人	27,868人	29,655人	29,288人	29,128人	
1日平均入所者数	78.1人	76.4人	81.2人	80.0人	79.8人	入所定員90人
延通所者数	6,230人	6,226人	6,544人	6,870人	7,041人	
1日平均通所者数	20.4人	20.3人	21.5人	22.4人	22.9人	通所定員30人

(3) 在宅支援事業

ア　訪問看護事業

住み慣れた地域社会での療養の推進と介護者の負担軽減を図るため、４カ所の訪問看護ステーションを運営し、訪問看護及び訪問リハビリテーションを実施した。

［過去５年実績　訪問回数］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問回数 （ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ訪問回数）	60,050回 (12,189回)	58,103回 (12,762回)	54,757回 (12,999回)	54,426回 (14,798回)	54,778回 (16,128回)
東灘しあわせ訪看	13,685回	13,254回	13,080回	12,794回	12,978回
しあわせ訪看	16,772回	16,222回	14,377回	14,964回	15,003回
兵庫しあわせ訪看	12,299回	11,570回	11,100回	10,880回	10,929回
西部しあわせ訪看	17,294回	17,057回	16,200回	15,788回	15,868回

■医療的ケア児への訪問看護

・医療技術の進歩等を背景として、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する状態にある子どもの数が増えているが、地域の訪問看護体制が十分ではないため、小児の訪問看護に取り組んだ。

［各ステーションの小児訪問看護の状況］

	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
東灘しあわせ訪看	5人	5人	6人	6人	3人
しあわせ訪看	11人	11人	10人	7人	5人
兵庫しあわせ訪看	3人	4人	2人	3人	3人
西部しあわせ訪看	22人	24人	28人	26人	27人
計	41人	44人	46人	42人	38人

・また、医療的ケア児が在籍する神戸市立学校園へ訪問し、医療的ケアを実施した。

・神戸市全体で小児訪問看護ができる看護師の増加、育成を目的として、令和４年

７月に「小児在宅医療ネットワーキング」を立ち上げた。小児訪問看護に取り組む看護師の悩みや課題の共有、研修会を通して顔の見える関係づくりや小児看護の知識・技術の向上支援に取り組んだ。

・さらに、同じ医療的ケア児を看護する他の訪問看護ステーションに同行し、技術指導を実施した。

イ 在宅介護支援事業

(ｱ) 居宅介護支援事業（えがおの窓口）

介護保険制度におけるサービス利用計画の作成・相談及び要介護認定の申請代行の窓口として、市内５カ所で居宅介護支援事業を実施した。

［過去５年実績　ケアプラン管理延数等］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ケアプラン管理延数	7,956件	8,114件	6,598件	6,540件	7,074件
東灘ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	1,555件	1,632件	1,636件	1,686件	1,783件
しあわせｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	―	―	―	―	419件
兵庫しあわせｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	1,896件	1,875件	1,609件	1,504件	1,504件
しあわせの村在宅支援ｾﾝﾀｰ	2,516件	2,691件	2,496件	2,392件	2,184件
西部しあわせ訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	1,198件	1,145件	798件	958件	1,184件
しあわせ訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	791件	771件	59件	―	―
更新認定調査件数	1,290件	1,568件	1,534件	1,387件	1,138件

※しあわせｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ：令和6年11月事業開始

(ｲ) 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするために、介護予防をはじめ高齢者の状態やその変化に応じた介護サービス、医療サービスまでの様々なサービスが切れ目なく提供されるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センターを市内３カ所で運営した。（神戸市委託事業）

事業内容

① 総合相談支援業務
② 介護予防に関するケアマネジメント業務
③ 権利擁護支援業務
④ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

［過去５年実績　相談延件数等］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談延件数	13,458件	12,665件	14,770件	16,106件	19,823件
魚崎南部あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	4,370件	4,703件	5,554件	6,233件	6,612件
新開地あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	4,483件	4,147件	5,354件	4,871件	6,530件
しあわせの村あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	4,605件	3,815件	3,862件	5,002件	6,681件
介護予防ｹｱﾌﾟﾗﾝ管理延数	10,991件	11,214件	11,235件	11,350件	11,793件
魚崎南部あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	4,050件	4,144件	4,262件	4,142件	4,296件
新開地あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	3,452件	3,264件	3,247件	3,452件	3,598件
しあわせの村あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	3,489件	3,806件	3,726件	3,756件	3,899件

ウ 医療介護サポートセンター事業

在宅医療と介護の連携を支援するため、中央区、北区を除く７区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの研修等を実施した。（神戸市委託事業）

［過去５年実績　研修実施回数］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修実施回数	11回	11回	11回	11回	11回

(4) 認知症に関する支援事業

ア 認知症初期集中支援事業

「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域・環境で安全かつ安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「こうべオレンジチーム」）を配置し、関係機関との連携を図り、福祉・医療サービスに繋げるとともに、認知症神戸モデルの診断制度を説明し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施した。（神戸市委託事業）

［過去５年実績　新規対応件数等］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規対応件数	170件	186件	191件	189件	184件
自宅訪問件数	1,020件	1,303件	1,227件	1,093件	1,089件
自宅外訪問件数	1,077件	1,069件	1,293件	1,091件	1,029件

イ こうべオレンジダイヤル

市民が気軽に認知症について相談いただけるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として、「こうべオレンジダイヤル」を運営した。（神戸市委託事業）

［過去５年実績　相談受付件数］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受付件数	668件	690件	735件	864件	822件

(5) 住宅改修助成事業等

在宅における高齢者等を支援するため、住宅改修助成事業及び介護保険の住宅改修工事実地調査を行った。（神戸市委託事業）

ア 住宅改修助成事業

要介護認定等を受けている高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成に関する業務を行った。

助成限度額　　100万円（介護保険支給分と合わせて）

［過去５年実績　申込件数等］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込件数	468件	427件	498件	361件	398件
完了件数	418件	404件	401件	352件	352件

＊介護保険制度の住宅改修（助成限度額20万円）のみの利用者は含まれていない。

イ 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険の住宅改修工事のうち現地確認が必要である案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請・許可の内容に適合していることの確認を行った。

［過去５年実績　検査件数］

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検査件数	24件	27件	26件	30件	28件

(6) その他のリハビリテーションに関する支援

・住宅改修助成事業に対する作業療法士の参加

・神戸市障害者更生相談所の補装具判定業務等に関する理学療法士の助言指導

・リハビリ専門職によるケアマネジメント支援事業に対する理学療法士、作業療法士の配置

【公益目的事業】

(1) 調査研究事業

医療、保健衛生等の分野における各種の在宅医療･介護等について、次のとおり調査研究を行った。

ア 在宅介護実態調査

在宅医療で多い疾患や医療行為、介護状況の経年変化のデータ収集し、医療サービスの充実を図ることを目的として、神戸市医師会に委託し、神戸市医師会員が主治医として診察している在宅長期寝たきり者等について、実態調査を行った。

調査結果は、訪問リハビリテーションの体制強化や入院のための病診連携など、在宅医療や介護サービスの充実に繋げている。

調査対象　６か月以上寝たきり又はそれに準じる方（令和6年7月1日現在）

回答総数　1,847人

調査結果抜粋

①医学的見地から、より充実させるべき医療行為

・訪問リハビリテーション　２３．６％

・入院のための病診連携　２２．３％

②現状で不足していると思われるサービスの種類

・なし　３３．８％

・訪問リハビリテーション　１５．７％

③人生の最終段階における受けたい医療のあり方についての相談

・行っていない　５２．４％

・家族と相談　３０．８％

イ　神戸リハビリテーション病院退院患者調査

神戸リハビリテーション病院から家庭復帰した退院患者のうち、居宅介護サービスを利用する方の担当のケアマネジャーに対し、在宅生活における状況等の調査を行った。調査結果は、入院中のリハビリテーションや退院支援、ケアの質の向上など入院生活の充実や、ケアプランへの反映など円滑な介護サービスの提供に繋げている。

［回答総数　198件］

①入院前の主な疾患：整形疾患57.6%、脳血管疾患30.3%、廃用他12.1%

②退院後の急性増悪の有無：無87.9%、有12.1%

有の内容：骨折、肺炎、ヘルニア等

③機能低下の有無：無82.8%、有15.7%、不明1.5%

有の内容：認知･精神機能、転倒等

病院退院先の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
退院患者数	790人	830人	856人	894人	963人
家　庭	555人	609人	650人	661人	718人
病　院	95人	91人	71人	78人	85人
老人保健施設	67人	57人	53人	64人	63人
老人福祉施設	44人	25人	64人	80人	81人
その他	29人	48人	18人	11人	16人

ウ　急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムの構築

神戸市と当財団が事務局として運営する地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)では、急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムを構築し、地域において切れ目のない多職種による疾病管理プログラムを提供し、新しいリハビリテーションモデルを通じた地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを進めている。多くの疾患の中で内部障害、特に「心不全パンデミック」に対応すべく、心疾患を先行して令和５年３月から開始し、また同年８月から呼吸器疾患に対して一体化プログラムの運用を始めた。

［令和６年度実績］

・心疾患127名、呼吸器疾患63名、計190名の患者に実施

・内部障害リハビリに対応できる医療スタッフの育成のための研修を12回実施（延べ2,042名参加）

・急性期病院及び回復期病院の臨床現場における実地見学研修を新たに実施（延べ15名参加）

(2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療・介護の向上のための人材育成（実習生等の受け入れ）、及び在宅高齢者等支援のための普及啓発事業やフレイルチェック事業（理学療法士等の地域への派遣）を行った。

２　正味財産増減計算書

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

（単位:円）

科　　目	合　計	実施事業等会計（公益目的事業）			その他事業会計（収益事業）						法人会計	内部取引消去
		調査研究事業	地域医療・介護向上支援事業	小計	病院事業	老人保健施設事業	訪問看護等事業	在宅医療・介護連携支援事業	住宅改修助成事業	小計		
Ⅰ　一般正味財産増減の部												
１．経常増減の部												
（１）経常収益												
基本財産運用益	329,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	329,000	
事業収益	4,091,983,149	－	－	－	2,575,704,839	555,696,151	736,440,985	178,062,524	46,078,650	4,091,983,149	－	
受取補助金等	11,367,156	－	－	－	4,578,205	4,142,182	2,346,769	－	－	11,067,156	300,000	
受取負担金	301,668				297,668	－	4,000	－	－	301,668	－	
受取寄付金等	1,110,000	－	－	－	1,100,000	10,000	－	－	－	1,110,000	－	
雑収益	13,944,314	－	－	－	9,089,496	1,204,134	3,081,283	57,429	－	13,432,342	511,972	
引当金取崩額	1,321	－	－	－	－	－	1,321	－	－	1,321	－	
経常収益計	4,119,036,608	－	－	－	2,590,770,208	561,052,467	741,874,358	178,119,953	46,078,650	4,117,895,636	1,140,972	
（２）経常費用												
事業費	4,120,083,197	3,061,972	15,804,286	18,866,258	2,522,824,821	575,108,810	775,739,240	181,479,716	46,064,352	4,101,216,939	－	
管理費	3,278,831	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,278,831	
経常費用計	4,123,362,028	3,061,972	15,804,286	18,866,258	2,522,824,821	575,108,810	775,739,240	181,479,716	46,064,352	4,101,216,939	3,278,831	
当期経常増減額	△ 4,325,420	△ 3,061,972	△ 15,804,286	△ 18,866,258	67,945,387	△ 14,056,343	△ 33,864,882	△ 3,359,763	14,298	16,678,697	△ 2,137,859	
２．経常外増減の部												
（１）経常外収益												
固定資産売却益	39,999	－	－	－	39,999	－	－	－	－	39,999	－	
経常外収益計	39,999	－	－	－	39,999	－	－	－	－	39,999	－	
（２）経常外費用												
固定資産売却損	5,264,311	－	－	－	5,264,311	－	－	－	－	5,264,311	－	
除却損失	301,283	－	－	－	17	296,801	4,465	－	－	301,283	－	
過年度修正損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
経常外費用計	5,565,594	－	－	－	5,264,328	296,801	4,465	－	－	5,565,594	－	
当期経常外増減額	△ 5,525,595	－	－	－	△ 5,224,329	△ 296,801	△ 4,465	－	－	△ 5,525,595	－	
他会計振替額	－	3,500,000	14,000,000	17,500,000	△ 8,000,000	－	－	－	－	△ 8,000,000	△ 9,500,000	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,851,015	438,028	△ 1,804,286	△ 1,366,258	54,721,058	△ 14,353,144	△ 33,869,347	△ 3,359,763	14,298	3,153,102	△ 11,637,859	
法人税等	5,449,600	－	－	－	5,449,600	－	－	－	－	5,449,600	－	
当期一般正味財産増減額	△ 15,300,615	438,028	△ 1,804,286	△ 1,366,258	49,271,458	△ 14,353,144	△ 33,869,347	△ 3,359,763	14,298	△ 2,296,498	△ 11,637,859	
一般正味財産期首残高	2,331,070,526	△ 2,904,217	△ 11,138,409	△ 14,042,626	1,576,947,354	△ 127,189,777	590,758,744	81,596	32,756,851	2,073,354,768	271,758,384	
一般正味財産期末残高	2,315,769,911	△ 2,466,189	△ 12,942,695	△ 15,408,884	1,626,218,812	△ 141,542,921	556,889,397	△ 3,278,167	32,771,149	2,071,058,270	260,120,525	
Ⅱ　指定正味財産増減の部												
受取補助金等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
一般正味財産振替額	△ 3,765,970	－	－	－	△ 336,205	△ 3,210,996	△ 218,769	－	－	△ 3,765,970	－	
当期指定正味財産増減額	△ 3,765,970	－	－	－	△ 336,205	△ 3,210,996	△ 218,769	－	－	△ 3,765,970	－	
指定正味財産期首残高	138,593,593	－	－	－	1,908,101	33,213,318	3,472,174	－	－	38,593,593	100,000,000	
指定正味財産期末残高	134,827,623	－	－	－	1,571,896	30,002,322	3,253,405	－	－	34,827,623	100,000,000	
当期正味財産増減額	△ 19,066,585	438,028	△ 1,804,286	△ 1,366,258	48,935,253	△ 17,564,140	△ 34,088,116	△ 3,359,763	14,298	△ 6,062,468	△ 11,637,859	
正味財産期首残高	2,469,664,119	△ 2,904,217	△ 11,138,409	△ 14,042,626	1,578,855,455	△ 93,976,459	594,230,918	81,596	32,756,851	2,111,948,361	371,758,384	
Ⅲ 正味財産期末残高	2,450,597,534	△ 2,466,189	△ 12,942,695	△ 15,408,884	1,627,790,708	△ 111,540,599	560,142,802	△ 3,278,167	32,771,149	2,105,885,893	360,120,525	

※　神戸市からの収入

(1) 補助金 ／負担金　　468千円

(2) 委託料　　317,927千円

３　貸借対照表

令和７年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	合　計	実施事業等会計（公益目的事業）	その他事業会計（収益事業）	法人会計	内部取引消去
Ⅰ　資産の部					
流動資産					
現金預金	1,455,775,803	1,125,894	1,290,586,112	164,063,797	
未収金	619,412,043	－	707,605,484	594,000	△ 88,787,441
貸倒引当金	△ 302,604	－	△ 302,604	－	
貯蔵品	11,520,420	－	11,520,420	－	
前払金等	2,424,979	－	2,424,979	－	
内部会計貸付金	－	－	265,572,775	10,000,000	△ 275,572,775
流動資産合計	2,088,830,641	1,125,894	2,277,407,166	174,657,797	△ 364,360,216
固定資産					
基本財産	100,000,000	－	－	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	－	－	100,000,000	
特定資産					
建物	213,315,444	－	213,315,444	－	
建物付帯設備	39,237,672	－	39,237,672	－	
什器備品	3	－	3	－	
退職給付引当資産	346,225,300	－	346,225,300	－	
特定資産合計	598,778,419	－	598,778,419	－	
その他固定資産					
建物	51,182,946	－	51,182,946	－	
建物付帯設備	17,922,164	－	17,922,164	－	
構築物	1,606,428	－	1,606,428	－	
車両運搬具	5	－	5	－	
什器備品	151,761,620	347,989	151,413,630	1	
一括償却資産	4,757,393	－	4,718,160	39,233	
リース資産	23,638,682	－	23,638,682	－	
電話加入権	6,083,595	－	2,261,235	3,822,360	
保証金	13,637,860	－	13,637,860	－	
投資有価証券	490,466,018	－	490,466,018	－	
貸付金（他会計）	－	－	100,000,000	11,096,000	△ 111,096,000
貸付金	676,500	－	676,500	－	
長期前払費用	1,134,492	－	1,134,492	－	
ソフトウェア	13,131,750	－	12,528,000	603,750	
繰延資産勘定	112,778,718	－	112,778,718	－	
その他固定資産合計	888,778,171	347,989	983,964,838	15,561,344	△ 111,096,000
固定資産合計	1,587,556,590	347,989	1,582,743,257	115,561,344	△ 111,096,000
内部出資金勘定					
内部出資金勘定合計	－	－	－	70,000,000	△ 70,000,000
資産合計	3,676,387,231	1,473,883	3,860,150,423	360,219,141	△ 545,456,216

（単位：円）

科　　目	合　計	実施事業等会計（公益目的事業）	その他事業会計（収益事業）	法人会計	内部取引消去
Ⅱ　負債の部					
流動負債					
未払金	192,261,538	16,810,917	264,149,982	88,080	△ 88,787,441
預り金	29,191,232	45,945	29,134,751	10,536	
賞与引当金	158,869,745	－	158,869,745	－	
内部会計借入金	－	25,905	275,546,870	－	△ 275,572,775
流動負債合計	380,322,515	16,882,767	727,701,348	98,616	△ 364,360,216
固定負債					
リース債務	23,567,182	－	23,567,182	－	
退職給付引当金	821,900,000	－	821,900,000	－	
他会計借入金	－	－	111,096,000	－	△ 111,096,000
固定負債合計	845,467,182	－	956,563,182	－	△ 111,096,000
元入金					
元入金合計	－	－	70,000,000	－	△ 70,000,000
負債合計	1,225,789,697	16,882,767	1,754,264,530	98,616	△ 545,456,216
Ⅲ　正味財産の部					
指定正味財産					
国庫補助金等	30,872,559	－	30,872,559	－	
地方公共団体補助金	3,955,064	－	3,955,064	－	
寄付金	100,000,000	－	－	100,000,000	
指定正味財産合計	134,827,623	－	34,827,623	100,000,000	
（うち基本財産への充当額）	100,000,000	－	－	100,000,000	
（うち特定資産への充当額）	34,827,623	－	34,827,623	－	
一般正味財産合計	2,315,769,911	△ 15,408,884	2,071,058,270	260,120,525	
（うち基本財産への充当額）	－	－	－	－	
（うち特定資産への充当額）	217,725,496	－	217,725,496	－	
正味財産合計	2,450,597,534	△ 15,408,884	2,105,885,893	360,120,525	
負債及び正味財産合計	3,676,387,231	1,473,883	3,860,150,423	360,219,141	△ 545,456,216

４　財産目録

令和７年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金（手元保管）	1,625,518	未払金	192,261,538
普通預金		病院、リハ神戸　他	
三井住友銀行（病院事業）	705,345,458	預り金	29,191,232
三井住友銀行（その他の事業）他	348,804,827	所得税、住民税　他	
定期預金	400,000,000	賞与引当金	158,869,745
未収金	619,412,043	流動負債合計	380,322,515
未収金貸倒引当金	△ 302,604	固定負債	
貯蔵品		リース債務	23,567,182
医薬品在庫　他	11,520,420	電子カルテシステム　他	
前払金等	2,424,979	退職給付引当金	821,900,000
流動資産合計	2,088,830,641	固定負債合計	845,467,182
固定資産		負債合計	1,225,789,697
基本財産		正味財産	2,450,597,534
公債等	100,000,000		
特定資産			
建物	213,315,444		
リハ・神戸			
建物付帯設備	39,237,672		
什器備品	3		
退職給付引当資産	346,225,300		
その他固定資産			
建物	51,182,946		
建物付帯設備	17,922,164		
構築物	1,606,428		
車両運搬具	5		
什器備品	151,761,620		
一括償却資産	4,757,393		
リース資産	23,638,682		
電子カルテシステム　他			
電話加入権	6,083,595		
保証金	13,637,860		
投資有価証券	490,466,018		
神戸市平成28年度第3回公募公債			
貸付金	676,500		
長期前払費用	1,134,492		
ソフトウェア	13,131,750		
繰延資産勘定	112,778,718		
昇降機等設備改修他			
固定資産合計	1,587,556,590		
資産合計	3,676,387,231		

５　事業別収入明細書

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

（単位:円）

事業別・性質別	収入合計	内訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	－	－	－	－	－
調査研究事業	－	－	－	－	－
地域医療・介護向上支援事業	－	－	－	－	－
その他事業会計	4,117,935,635	3,764,139,112	327,844,037	11,067,156	14,885,330
病院事業	2,590,810,207	2,561,124,839	14,580,000	4,578,205	10,527,163
老人保健施設事業	561,052,467	555,696,151	－	4,142,182	1,214,134
訪問看護等事業	741,874,358	647,318,122	89,122,863	2,346,769	3,086,604
訪問看護事業	493,725,763	485,394,709	3,314,185	2,128,000	2,888,869
在宅介護支援事業	248,148,595	161,923,413	85,808,678	218,769	197,735
在宅医療・介護連携支援事業	178,119,953	－	178,062,524	－	57,429
住宅改修助成事業	46,078,650	－	46,078,650	－	－
法人会計	1,140,972	－	－	300,000	840,972
合　　計	4,119,076,607	3,764,139,112	327,844,037	11,367,156	15,726,302

６　事業別支出明細書

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

（単位:円）

事業別・性質別	支出合計	内訳			
		人　件　費	物　件　費	減価償却費	支払利息等
実施事業等会計	18,866,258	15,777,121	3,068,624	20,513	－
調査研究事業	3,061,972	2,212,632	849,340	－	－
地域医療・介護向上支援事業	15,804,286	13,564,489	2,219,284	20,513	－
その他事業会計	4,106,782,533	3,072,438,642	919,585,980	108,953,203	5,804,708
病院事業	2,528,089,149	1,808,993,400	637,332,113	76,476,616	5,287,020
老人保健施設事業	575,405,611	385,775,187	164,321,873	24,797,766	510,785
訪問看護等事業	775,743,705	678,143,447	90,369,128	7,224,227	6,903
訪問看護事業	472,579,966	406,635,952	62,541,296	3,402,718	－
在宅介護支援事業	303,163,739	271,507,495	27,827,832	3,821,509	6,903
在宅医療・介護連携支援事業	181,479,716	168,793,371	12,346,335	340,010	－
住宅改修助成事業	46,064,352	30,733,237	15,216,531	114,584	－
法人会計	3,278,831	199,998	2,726,599	352,234	－
合　　計	4,128,927,622	3,088,415,761	925,381,203	109,325,950	5,804,708

○．財務状況（令和４年度～令和６年度）

（単位：千円）

			令和４年度	令和５年度	令和６年度	R5→R6 増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 49,590	59,278	▲ 4,325	▲ 63,603
		経常収益	3,952,255	4,029,668	4,119,037	89,369
		うち公益	2,721	456	0	▲ 456
		うち公益以外	3,949,534	4,029,212	4,119,037	89,825
		経常費用	4,001,845	3,970,390	4,123,362	152,972
		うち事業費（公益）	12,653	15,115	18,866	3,751
		うち事業費（公益以外）	3,982,240	3,950,828	4,101,217	150,389
		うち管理費（公益）	6,952	4,447	3,279	▲ 1,168
		うち管理費（公益以外）	0	0	0	0
		評価損益等	0	0	0	0
		当期経常外増減額	▲ 325	4,365	▲ 5,526	▲ 9,891
		経常外収益	165	4,365	40	▲ 4,325
		経常外費用	490	0	5,566	5,566
		法人税、住民税及び事業税	1,380	17,177	5,450	▲ 11,727
		当期一般正味財産増減額	▲ 51,295	46,466	▲ 15,301	▲ 61,767
		一般正味財産期首残高	2,335,899	2,284,604	2,331,070	46,466
		一般正味財産期末残高	2,284,604	2,331,070	2,315,769	▲ 15,301
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 3,909	▲ 3,774	▲ 3,766	8
		指定正味財産増加額	0	0		
		指定正味財産減少額	3,909	3,774	3,766	▲ 8
		うち一般正味財産への振替額	3,909	3,774	3,766	▲ 8
		指定正味財産期首残高	146,276	142,367	138,593	▲ 3,774
		指定正味財産期末残高	142,367	138,593	134,827	▲ 3,766
	正味財産期首残高		2,482,175	2,426,971	2,469,663	42,692
	当期正味財産増減		▲ 55,204	42,692	▲ 19,067	▲ 61,759
	正味財産期末残高		2,426,971	2,469,663	2,450,596	▲ 19,067
貸借対照表（B／S）	資産合計		3,689,052	3,715,174	3,676,388	▲ 38,786
		流動資産	2,623,217	2,482,286	2,088,831	▲ 393,455
		固定資産	1,065,835	1,232,888	1,587,557	354,669
		うち建物	290,330	282,087	264,498	
	負債合計		1,262,080	1,245,510	1,225,790	▲ 19,720
		流動負債	384,658	409,299	380,323	▲ 28,976
		うち短期借入金	33,560	25,170	0	▲ 25,170
		固定負債	877,422	836,211	845,467	9,256
		うち長期借入金	25,170	0	0	0
	正味財産合計		2,426,971	2,469,663	2,450,597	▲ 19,066
		指定正味財産	142,367	138,593	134,827	▲ 3,766
		一般正味財産	2,284,604	2,331,070	2,315,770	▲ 15,300

Ⅴ　令和７年度 事 業 計 画

１　事業計画

令和７年度においては、引き続き心疾患や呼吸器疾患などの内部障害に対するリハビリテーションに重点的に取り組み、地域の医療･福祉関係者と連携しつつ、神戸市とともに、地域全体の取り組み（キュア神戸）として推進することで市民の健康寿命の延伸に繋げていく。

また、令和７年度は中期計画の最終年に当たるため、基本目標である「地域包括ケアシステムの推進」に向けた取り組みを、財団内の事業連携･情報共有はもとより、他の医療機関や訪問看護事業者等との連携を充実･発展させ、着実に進める。

【収益事業】

(1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者の家庭、社会復帰を目的とし、リハビリテーションを主とした医療･看護･介護サービスを提供する神戸リハビリテーション病院を引き続き運営する。

また、回復期リハビリテーション病棟として、多様化する患者ニーズに対応するため、心不全や呼吸器疾患等の患者の受入れに取り組み、リハビリテーション医療の充実を図るとともに、各医療機関との連携を推進し、円滑な入退院及び在宅復帰後の支援に努める。

さらに、生活期リハビリテーション外来の充実を図り、在宅期の患者予後を強化する。

■内部障害リハビリテーションの推進

・心疾患など内部障害患者に対するリハビリテーションに重点的に取り組み、予後の向上や再入院の防止を図る。

入院患者予定数	１日	163.0人	年間	59,495人
外来患者予定数	１日	23.0人	年間	5,566人

(2) 介護老人保健施設リハ・神戸の管理運営

介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護、介護といったケアはもとより、理学療法士、作業療法士や言語聴覚士によるリハビリテーション、また、栄養管理、食事、入浴などの日常生活支援まで併せて提供する施設として介護老人保健施設リハ・神戸を引き続き運営する。さらに、老健機能の拡充として、看取りの実施に向けた環境整備および手順の見直しを行うとともに、利用率の向上に努め経営収支の改善を図る。

利用者予定数

入所者	１日	83.0人	年間	30,295人
通所者	１日	23.0人	年間	7,061人

(3) 在宅支援事業

ア　訪問看護事業

住み慣れた地域で療養の推進と介護者の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションを引き続き運営し、訪問看護、リハビリテーションを実施する。また、人材育成として、若い世代の看護師確保や育成プログラムの構築を検討する。

■医療的ケア児への訪問看護

・引き続き医療的ケア児の訪問看護に積極的に取り組み、同じ医療的ケア児を看護する他の訪問看護ステーションに同行し、技術指導を実施する。
・地域で小児訪問看護を担当できる人材や若い世代の看護師を確保するため病棟勤務経験のない看護師の育成を実施する。

訪問予定回数		56,820回／年	
（内訳）	①	東灘しあわせ訪問看護ステーション	13,380回
	②	しあわせ訪問看護ステーション	15,600回
	③	兵庫しあわせ訪問看護ステーション	11,040回
	④	西部しあわせ訪問看護ステーション	16,800回

イ　在宅介護支援事業

(ｱ) 居宅介護支援事業（えがおの窓口）

介護保険制度における要介護認定の申請代行やサービス利用計画の作成相談窓口として、居宅介護支援事業を実施する。介護報酬制度に沿ったケアプラン管理等に努め、サービスの質と収益の向上を図る。

ケアプラン管理予定数（介護予防プランを含む）			8,052件／年
（内訳）	①	東灘ケアプランセンター	1,800件
	②	しあわせケアプランセンター	816件
	③	兵庫しあわせケアプランセンター	1,560件
	④	しあわせの村在宅支援センター	2,520件
	⑤	西部しあわせ訪問看護ステーション	1,356件

(ｲ) 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センターを引き続き運営する。

引き続き、「つながりを切らない情報発信や活動」・「孤立を防ぐ地域づくり」に力を入れる。また、介護予防対策として法人内のリハビリ専門職と連携し、フレイル予防や健康体操等に取り組み、地域のなかで多職種が協働できるセンターを目指す。

（神戸市委託事業）

介護予防ケアプラン管理予定数			12,250件／年
（内訳）	①	魚崎南部あんしんすこやかセンター	4,480件
	②	新開地あんしんすこやかセンター	3,680件
	③	しあわせの村あんしんすこやかセンター	4,090件

事業内容

① 総合相談支援業務

② 介護予防事業に関するケアマネジメント業務

③ 権利擁護支援業務

④ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

ウ 医療介護サポートセンター

在宅医療と介護の連携を支援するため、中央区、北区を除く７区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの養成、研修等を行う。（神戸市委託事業）

(4) 認知症に関する支援事業

ア 認知症初期集中支援事業

「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域、環境で安全かつ安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「こうべオレンジチーム」）を配置し、関係機関との連携を図り、福祉・医療サービスに繋げるとともに、認知症神戸モデルの診断制度を説明し、早期診断、早期対応に向けた支援を行う。

その他、市民が認知症について気軽に相談できるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として「こうべオレンジダイヤル」の運営を引き続き行う。(神戸市委託事業)

(5) 住宅改修助成事業等

高齢者等における在宅生活を支援するため、住宅改修助成事業と介護保険の住宅改修工事実地調査を行う。（神戸市委託事業）

ア 住宅改修助成事業

高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成に関する業務を行う。

・助成対象者

次のいずれかを満たし、住宅改修が必要であると認められた者（所得制限あり）

①要支援、要介護認定を受けた者

②身体障害者手帳の交付を受けた者

・助成限度額　　100万円（介護保険支給分と合わせて）

・完了予定数　　400件

イ 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険による住宅改修工事のうち、各区で抽出された現地確認が必要な案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請、許可の内容に適合していることの確認を行う。

【公益目的事業】

(1) 調査研究事業

在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とした在宅医療・介護に関する調査研究及び情報提供を行う。また、引き続き、神戸市と当財団が事務局として運営する地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)を通して、リハビリテーションを中心とした地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを行う。

(2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療、介護の向上のための人材育成（実習生の受け入れ）、及び在宅高齢者等の支援のための普及啓発事業やフレイルチェック事業等（理学療法士等の地域への派遣）を行う。

２　経営改善の取組み状況

(1) これまでの取組み状況

ア　病院事業

当院は県下でも最大級の180床を有するリハビリテーション専門病院として、脳血管･運動器疾患を中心にリハビリテーション医療を提供してきた。診療報酬では、引き続き「回復期リハビリテーション病棟入院料１」を全病棟で算定するなど収益確保に努めるとともに、多職種による質の高いチーム医療を実践してきた。

令和６年度は、回復期リハビリテーション病棟として、多様化する患者ニーズに対応するため、引き続き心疾患、呼吸器疾患等の内部障害患者の受入れに取り組むとともに、各医療機関との連携を推進し、円滑な入退院及び在宅復帰後の支援に努めた。

さらに、新たに外来で心疾患や呼吸器疾患に対するリハビリテーションに取り組み、内部障害患者に対するリハビリテーションの充実と拡大を図り、収益の確保に努めた。

イ　老人保健施設事業

老人保健施設本来の役割である在宅復帰･在宅療養支援を基本として、引き続き在宅復帰率の向上とリハビリテーションの充実に取り組んだ。介護報酬では、最上位の「超強化型」区分を積極的に算定し、また、介護記録用ソフト導入（ICT化）による新たな加算算定も行い、収益の増加に努めた。

ウ　訪問看護事業

在宅医療を支える訪問看護事業を市内４カ所のステーションで実施し、地域から求められている良質なサービスの提供に努めてきた。業務改善では、これまでのＩＣＴ化の取り組みを引き続き進めるとともに、高齢者へのケアに加え異なる分野への取組み（例えば、小児在宅医療ネットワーキング）を進め、外部の組織、機関との連携を深めた。

エ　在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、神戸市から委託を受けて市内３カ所で運営し、感染対策にも留意した上で、サテライト会場の設置など工夫しながら、気軽に相談できるよう努めた。

居宅介護支援事業については、令和6年11月より新たに中央区に「しあわせケアプランセンター」を開設し、市内５カ所で運営し、地域の様々な組織、機関とも連携しながら、より信頼される事業活動となるよう努めた。

(2) 令和７年度の取組み

ア　病院事業

高齢で複数疾患を有する患者が多い当院では、引き続き感染症予防を徹底し、安心･安全なリハビリテーション医療を提供するとともに、患者や急性期病院から選ばれる病院を目指す。

また、外部環境の変化に対応した効果的かつ効率的な病院運営を目指し、組織体制の再編を行い、外来において回復期治療を終えた患者の生活期リハビリテーションを充実させ、公的なリハビリテーション病院として、より一層の医療機能向上を図る。さらに、心疾患や呼吸器疾患等の内部障害リハビリテーションを回復期病院の第３の柱とする病院運営方針を発展･継承するため、内部障害リハビリテーションに重点的に取り組み、神戸市とともに、地域の医療･福祉関係者とも引き続き連携し、地域全体の取り組み（キュア神戸）として推進することで市民の健康寿命の延伸に繋げていく。

イ　老人保健施設事業

施設利用満足度の向上と健全な施設運営（経営基盤の強化）に努め、より多くの方にご利用いただくため、「地域から頼られる施設」を目指すとともに、地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設の役割を踏まえ、利用者の方が地域でその人らしく生活ができるよう、在宅復帰・在宅療養を支援する。

健全な施設運営への取り組みとして、介護報酬の最上位の「超強化型」区分を継続し、収入の確保に努めるとともに、昨年度に導入した介護記録用ソフトを活用し、引き続き業務改善に取り組む。自然災害や感染症に備えた事業継続計画（BCP）の見直し及び研修・訓練を行い、非常時においても利用者・職員にとって、安心･安全なサービス提供に努める。

ウ　訪問看護事業

医療技術の進歩や利用者ニーズの多様化を踏まえ、職員の技術はもとより、各訪問看護ステーションの体制としても柔軟に対応できるよう努めていく。具体的には、リモートも活用しながら各種研修を実施する。また、地域の医療機関との連携を密にし、ネットワーク化を図るなど、外部資源も取り込んだ運営に取り組んでいく。

エ　在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、従来から目指してきた「住み慣れた地域で安心して生活できる」といった方針を念頭に、総合的、包括的な窓口機能の維持、向上に努めていく。

居宅介護支援事業については、タブレットやスマートフォンの活用などＩＣＴ化を進め、業務の質的向上、効率化を進めていく。

３　予定正味財産増減計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（単位:千円）

科　目	合　計	実施事業等会計（公益目的事業）	その他事業会計（収益事業）	法人会計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
１．経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	330	－	－	330
事業収益	4,188,141	－	4,188,141	－
受取補助金等	8,866	－	8,566	300
受取負担金	200	－	200	－
受取寄付金等	10	－	10	－
雑収益	12,050	－	11,530	520
経常収益計	4,209,597	－	4,208,447	1,150
（２）経常費用				
事業費	4,179,917	13,000	4,166,917	－
管理費	4,450	－	－	4,450
経常費用計	4,184,367	13,000	4,166,917	4,450
当期経常増減額	25,230	△ 13,000	41,530	△ 3,300
２．経常外増減の部				
（１）経常外収益				
経常外収益計	－	－	－	－
（２）経常外費用				
経常外費用計	－	－	－	－
当期経常外増減額	－	－	－	－
他会計振替額	－	－	－	－
税引前当期一般正味財産増減額	25,230	△ 13,000	41,530	△ 3,300
法人税等	5,753	－	5,753	－
当期一般正味財産増減額	19,477	△ 13,000	35,777	△ 3,300
一般正味財産期首残高	2,315,770	△ 15,409	2,071,058	260,121
一般正味財産期末残高	2,335,247	△ 28,409	2,106,835	256,821
Ⅱ　指定正味財産増減の部				
受取補助金等	－	－	－	－
一般正味財産振替額	△ 3,676	－	△ 3,676	－
当期指定正味財産増減額	△ 3,676	－	△ 3,676	－
指定正味財産期首残高	134,828	－	34,828	100,000
指定正味財産期末残高	131,152	－	31,152	100,000
当期正味財産増減額	15,801	△ 13,000	32,101	△ 3,300
正味財産期首残高	2,450,598	△ 15,409	2,105,886	360,121
Ⅲ　正味財産期末残高	2,466,399	△ 28,409	2,137,987	356,821

※　神戸市からの収入

(1) 補助金 ／負担金　　2,920千円

(2) 委託料　　341,007千円

4　予定貸借対照表

令和８年３月31日現在

（単位:千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
Ⅰ　資産の部		Ⅱ　負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1,261,045	未払金	198,265
未収金	631,703	預り金	26,486
貯蔵品	11,956	賞与引当金	162,100
前払金	2,387	流動負債合計	386,851
流動資産合計	1,907,091	固定負債	
固定資産		リース債務	6,771
基本財産	100,000	退職給付引当金	878,043
基本財産合計	100,000	他会計借入金	
特定資産		固定負債合計	884,814
建物	200,946	負債合計	1,271,665
建物付帯設備	30,836	Ⅲ　正味財産の部	
什器備品	3		
退職給付引当資産	407,428	指定正味財産	
特定資産合計	639,213	国庫補助金等	27,596
その他固定資産		地方公共団体補助金	3,556
建物	48,000	寄付金（基本財産含む）	100,000
建物付帯設備	15,356	指定正味財産合計	131,152
構築物	1,290	（うち基本財産への充当額）	100,000
什器備品	234,132	（うち特定資産への充当額）	31,152
一括償却資産	2,819	一般正味財産合計	2,335,247
リース資産	6,771	（うち基本財産への充当額）	－
電話加入権	6,084	（うち特定資産への充当額）	200,633
保証金	13,638	正味財産合計	2,466,399
投資有価証券	490,915		
長期前払費用	234		
ソフトウェア	177,850		
繰延資産勘定	94,671		
その他固定資産合計	1,091,760		
固定資産合計	1,830,973		
資産合計	3,738,064	負債及び正味財産合計	3,738,064

５　事業別予定収入明細書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（単位：千円）

事業別・性質別	収入合計	内訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	－	－	－	－	－
調査研究事業	－	－	－	－	－
地域医療・介護向上支援事業	－	－	－	－	－
その他事業会計	4,208,447	3,847,134	341,007	8,566	11,740
病院事業	2,587,615	2,561,342	14,573	2,500	9,200
老人保健施設事業	583,528	576,572	－	6,046	910
訪問看護等事業	799,920	709,220	89,050	20	1,630
在宅医療･介護連携支援事業	188,500	－	188,500	－	－
住宅改修助成事業	48,884	－	48,884	－	－
法人会計	1,150	－	－	300	850
合　　計	4,209,597	3,847,134	341,007	8,866	12,590

６　事業別予定支出明細書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（単位：千円）

事業別・性質別	支出合計	内訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
実施事業等会計	13,000	11,425	1,575	－	－
調査研究事業費	3,000	2,200	800	－	－
地域医療・介護向上支援事業	10,000	9,225	775	－	－
その他事業会計	4,166,917	3,118,757	924,484	122,729	947
病院事業	2,551,862	1,828,325	636,187	87,350	－
老人保健施設事業	578,721	382,877	169,038	25,879	927
訪問看護等事業	798,950	696,880	93,850	8,200	20
在宅医療･介護連携支援事業	188,500	174,613	12,987	900	－
住宅改修助成事業	48,884	36,062	12,422	400	－
法人会計	4,450	200	3,360	890	－
合計	4,184,367	3,130,382	929,419	123,619	947

Ⅵ　令和６年度主要事業計画・実績比較表

事　業　名	計　画	実　績	備　　考
神戸ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院の管理運営			
延入院患者数	59,130 人	59,718 人	
１日平均入院患者数	162.0 人	163.6 人	病床数 180床
延外来患者数	3,150 人	3,597 人	
１日平均外来患者数	13.0 人	15.4 人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営			
延入所者数	30,295 人	29,128 人	
１日平均入所者数	83.0 人	79.8 人	入所定員90人
延通所者数	7,061 人	7,041 人	
１日平均通所者数	23.0 人	22.9 人	通所定員30人
訪問看護事業			
延訪問回数	57,600 回	54,778 回	
内）ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ延訪問回数	15,700 回	16,128 回	
在宅介護支援事業			
居宅介護支援事業(えがおの窓口)			
ケアプラン管理延数	7,500 件	7,074 件	
地域包括支援センター			
（あんしんすこやかセンター）			
介護予防ケアプラン管理延数	11,500 件	11,793 件	
住宅改修助成事業			
完了件数	400 件	352 件	

Ⅶ　主要事業の推移（令和４年度～令和６年度）

事　業　名	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　　考
神戸ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院の管理運営				
延入院患者数	55,243 人	56,438 人	59,718 人	
１日平均入院患者数	151.4 人	154.2 人	163.6 人	病床数180床
延外来患者数	2,664 人	2,449 人	3,597 人	
１日平均外来患者数	13.8 人	12.5 人	15.4 人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営				
延入所者数	29,655 人	29,288 人	29,128 人	
１日平均入所者数	81.2 人	80.0 人	79.8 人	入所定員90人
延通所者数	6,544 人	6,870 人	7,041 人	
１日平均通所者数	21.5 人	22.4 人	22.9 人	通所定員30人
訪問看護事業				
訪問回数	54,757 回	54,426 回	54,778 回	
内 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ延訪問回数	12,999 回	14,798 回	16,128 回	
在宅介護支援事業				
居宅介護支援事業（えがおの窓口）				
ケアプラン管理延数	6,598 件	6,540 件	7,074 件	
地域包括支援センター				
（あんしんすこやかセンター）				
相談延件数	14,770 件	16,106 件	19,823 件	
介護予防ケアプラン管理延数	11,235 件	11,350 件	11,793 件	
認知症初期集中支援事業				
新規対応件数	191 件	189 件	184 件	
自宅訪問件数	1,227 件	1,093 件	1,089 件	
自宅外訪問件数	1,293 件	1,091 件	1,029 件	
こうべオレンジダイヤル				
相談受付件数	735 件	864 件	822 件	
住宅改修助成事業				
完了件数	401 件	352 件	352 件	

参　考　資　料

１ 施 設 概 要

令和７年７月１日現在

神戸リハビリテーション病院	
所　在　地	北区しあわせの村1番18号
施 設 規 模	鉄筋コンクリート造４階建 延床面積　12,731㎡
施 設 内 容	病床数　180床 ［内訳］　一般病床　（４人室）36室　（個室）22室 （特別個室）2室 ＩＣＵ　（４人室）3室
診 療 科 目	内科、循環器内科、脳神経内科、内分泌内科、外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、歯科
開　設　日	昭和63年6月1日
介護老人保健施設 リハ・神戸	
所　在　地	北区しあわせの村1番19号 （神戸リハビリテーション病院南隣）
施 設 規 模	鉄筋コンクリート造３階建 延床面積　約4,840㎡のうち、4,083㎡
施 設 内 容	入所定員　90人（一般入所及びショートステイ） 療養室　（４人室）20室　（個室）10室 通所定員　30人
開　設　日	平成12年4月19日

２ 事 業 所 概 要

(1) 訪問看護ステーション

東灘しあわせ訪問看護ステーションくるる	
所　在　地	東灘区魚崎中町４丁目３番18号 （魚崎中町デイサービスセンター２階）
事業開始日	平成11年1月1日
しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	中央区吾妻通５丁目２－20（賀川記念館１階）
事業開始日	平成7年1月1日
兵庫しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	兵庫区大開通１丁目１番１号（神鉄ビル１０階）
事業開始日	平成22年10月1日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	垂水区星陵台４丁目４番37号（神戸市垂水区医師会館内）
事業開始日	平成12年1月4日

(2) 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）

魚崎南部あんしんすこやかセンター	
所　在　地	東灘区魚崎中町４丁目３番18号 （魚崎中町デイサービスセンター２階）
事業開始日	平成18年4月1日
新開地あんしんすこやかセンター	
所　在　地	兵庫区大開通１丁目１番１号（神鉄ビル１０階）
事業開始日	平成22年10月1日
しあわせの村あんしんすこやかセンター	
所　在　地	北区しあわせの村１番19号 （介護老人保健施設 リハ・神戸 内）
事業開始日	平成18年4月1日

(3) 居宅介護支援事業所（えがおの窓口）

東灘ケアプランセンター（ほくら・くるる）	
所　在　地	東灘区魚崎中町４丁目３番18号 （魚崎中町デイサービスセンター２階）
事業開始日	平成12年4月1日
しあわせケアプランセンター	
所　在　地	中央区吾妻通５丁目２－20（賀川記念館１階）
事業開始日	令和6年11月1日
兵庫しあわせケアプランセンター	
所　在　地	兵庫区大開通1丁目１番１号（神鉄ビル１０階）
事業開始日	平成22年10月1日
しあわせの村在宅支援センター	
所　在　地	北区しあわせの村１番19号 （介護老人保健施設 リハ・神戸 内）
事業開始日	平成12年4月1日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	垂水区星陵台４丁目４番37号（垂水区医師会館内）
事業開始日	平成12年6月1日

(4) 認知症初期集中支援事業所

認知症初期集中支援事業 認知症総合電話相談窓口（こうべオレンジダイヤル）	
所　在　地	兵庫区駅南通５丁目１番２（健康ライフプラザ５階）
事業開始日	平成29年8月1日（認知症初期集中支援事業）
	平成31年4月1日（認知症総合電話相談窓口）